

労働災害の撲滅に向けて 取組の強化・充実をお願いします

- 愛知県内の建設業においては、令和7（2025）年に687名の労働災害が発生しており、その約3分の1（226名）が墜落・転落によるものとなっています。
- 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。
- 労働災害の撲滅に向けては、建設工事従事者を始め、事業者、業界団体、行政等関係者が一丸となって、それぞれの立場、役割による取組が必要不可欠ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇ 労働基準法の改正を踏まえた「働き方改革」の推進
- ◇ 適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇ 一人親方等との取引の適正化
- ◇ デジタル技術、i-Construction（ICT活用工事）の推進 など

2 建設工事現場における安全対策

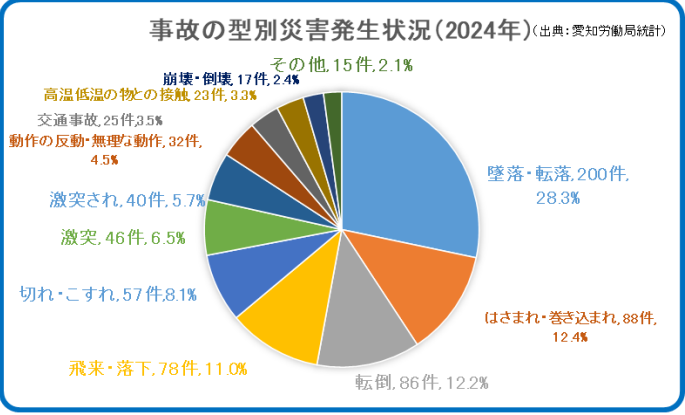
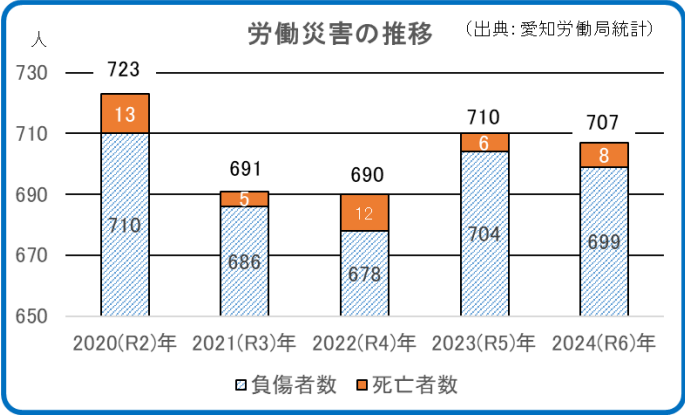
- ◇ 建設工事現場の安全性の点検等
- ◇ 墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇ 外国人労働者の労働災害防止、法令遵守意識の啓発 など

3 従業員の意識啓発や健康確保対策の強化

- ◇ 安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇ 熱中症等による健康障害防止
- ◇ 新興・再興感染症への対応 など

愛知県計画は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（2019年3月施行）に基づき策定したもので、国の基本計画の見直し（2023年6月）に合わせて、愛知県計画を見直しております。（2024年3月公表）

【愛知県の建設業における労働災害の現状】



【建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画の概要】

計画期間	2024～2028 年度頃
主な内容	1 講ずべき取組、目指すべき方向性 ①安全衛生費に関する記載の充実 ➢発注者、建設業者の安全衛生経費の確保 ②一人親方に関する記載の充実 ➢一人親方との取引の適正化 ➢労災保険の特別加入制度の周知 ③建設工事の現場の安全性等に関する記載の充実 ➢デジタル技術の推進 ➢建築物密集地現場における安全健康確保の周知 ④建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上に関する記載の充実 ➢労働基準法の改正を踏まえた「働き方改革」の推進 ➢処遇改善に資する CCUS（建設キャリアアップシステム）の普及・定着 ⑤墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実 ➢安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進 ⑥健康確保対策の強化に関する記載の充実 ➢熱中症等による健康障害防止対策 ➢新興・再興感染症への対応 ⑦人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境改善に関する対応の充実 ➢外国人労働者の労働災害防止、法令遵守の意識啓発、多言語対応の充実 ➢女性の活躍促進のための取組の推進 ➢高年齢労働者の安全と健康の確保
目標値※ (2027 年)	死傷者数：690 人未満 死亡者数：5 人未満 ※「第 14 次労働災害防止推進計画」（愛知労働局）の目標値
リンク先	愛知県W e b サイト 本チラシは当課の Web ページからダウンロードできます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html



【問合せ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室建設業第一グループ
電話：052-954-6502 メールアドレス：kensetsu-fudosan@pref.aichi.lg.jp

(2026 年 1 0 月作成)